

## 利用上の注意

### 1 調査の目的

製造業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とします。

### 2 調査の根拠

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）に基づく工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施される「指定統計調査」（指定統計第 10 号）です。

### 3 調査の範囲

日本標準産業分類による大分類 F - 製造業に属する事業所について行います。ただし、国に属する事業所（郵政事業、国有林野事業、印刷事業、造幣事業）は除きます。

また、平成 15 年は全数調査年次にあたるため、全ての事業所を調査の範囲としています。

### 4 調査の期日

平成 15 年 12 月 31 日現在により実施しました。

### 5 調査の種類

甲調査及び乙調査とし、甲調査は、従業者 30 人以上の事業所について、乙調査は、従業者 29 人以下の事業所について実施しました。

### 6 調査の方法

知事の任命する工業調査員が、調査対象事業所に配布する調査票によって実施しました。

### 7 統計表等に用いた用語

- (1) 従業者数 常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数との合計です。
- (2) 現金給与総額 平成 15 年 1 年間に常用労働者に対して決まって支給された給与（基本給与等）と、特別に支払われた給与（期末賞与等）及びその他の給与の合計額です。
- (3) 原材料使用額等 原材料、燃料及び電力の使用額並びに委託生産費（外注加工賃）を含めた総額です。
- (4) 製造品出荷額等 平成 15 年 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、くず及び廃物出荷額及びその他の収入額を含めた総額で消費税等の内国消費税額を含んでいます。
- (5) 生産額及び付加価値額等の算式は次のとおりです。
  - ア．生産額 = 製造品出荷額等 + (製造品年末在庫額 - 製造品年初在庫額) + (半製品及び仕掛品年末価額 - 半製品及び仕掛品年初価額)
  - イ．付加価値額 = 生産額 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等 - 減価償却額
  - ウ．粗付加価値額 = 製造品出荷額等 - (消費税を除く内国消費税額 + 推計消費税額) - 原材料使用額等（従業者 29 人以下の事業所）

### 8 産業中分類の略称

結果概要の文中における産業分類（業種）の略称については次頁「産業中分類新旧対応表」のとおり省略して用いました。

前回（平成 14 年）調査より日本標準産業分類の改訂に伴う新たな産業分類によって集計されています。この改訂後、「もやし製造業」は『農業』に、「出版業、新聞業」は

『情報通信業』に各々移行し、本調査の対象外となりました。また、旧産業分類による「電気機械器具製造業」は、前回調査から「電気機械器具製造業」、「情報通信機械器具製造業」、「電子部品・デバイス製造業」の3つに分割されています。

(注 意)

統計表中、平成14年以前の数値については原則として経済産業省公表「工業統計表」によっており、原則として新分類による数値への置き換えは行っていません。

このため新分類への移行に伴って新設・変更のあった業種については平成13年以前の数値等の存在しない場合があります。(但し「電気」「情報」「電子」3業種の事業所数、従業者数、製造品出荷額の平成14年数値に対する「対前年比」についてのみ、概要中の表5、表7及び表9に参考値を斜体字で示しています。)数値を時系列で使用する場合には、ご注意ください。

産業中分類新旧対応表					
(旧分類)		(新分類)			
分類	産業中分類名	分類	区分	産業中分類名	略 称
12	食料品製造業	09	○	食料品製造業 (もやし製造業が対象外)	食 料 品 又 は 食 料
13	飲料・たばこ・飼料製造業	10	○	飲料・たばこ・飼料製造業	飲 料 ・ た ば こ 又 は 飲 料
14	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	11	○	繊維工業 (衣服・その他の繊維製品を除く)	繊 維
15	衣服・その他の繊維製品製造業	12	○	衣服・その他の繊維製品製造業	衣 服
16	木材・木製品製造業 (家具を除く)	13	○	木材・木製品製造業 (家具を除く)	木 材 ・ 木 製 品 又 は 木 材
17	家具・装備品製造業	14	○	家具・装備品製造業	家 具 ・ 装 備 品 又 は 家 具
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	◎	パルプ・紙・紙加工品製造業	パ ル プ ・ 紙 又 は 紙
19	出版・印刷・同関連産業	16	○	印刷・同関連産業 (出版業、新聞業が対象外)	印 刷
20	化学工業	17	◎	化学工業	化 学
21	石油製品・石炭製品製造業	18	◎	石油製品・石炭製品製造業	石 炭 ・ 石 油 又 は 石 油
22	プラスチック製品製造業	19	◎	プラスチック製品製造業	プ ラ ス チ ッ ク 製 品 又 は プ ラ ス チ ッ ク
23	ゴム製品製造業	20	◎	ゴム製品製造業	ゴ ム 製 品 又 は ゴ ム
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	○	なめし革・同製品・毛皮製造業	皮 革
25	窯業・土石製品製造業	22	◎	窯業・土石製品製造業	窯 業 ・ 土 石 又 は 窯 業
26	鉄鋼業	23	◎	鉄鋼業	鉄 鋼
27	非鉄金属製造業	24	◎	非鉄金属製造業	非 鉄 金 属 又 は 非 鉄
28	金属製品製造業	25	◎	金属製品製造業	金 属 製 品 又 は 金 属
29	一般機械器具製造業	26	★	一般機械器具製造業	一 般 機 械 又 は 機 械
30	電気機械器具製造業	27	★	電気機械器具製造業	電 気 機 械 又 は 電 気
		28	★	情報通信機械器具製造業	情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業
		29	★	電子部品・デバイス製造業	電 子 部 品 又 は 電 子
31	輸送用機械器具製造業	30	★	輸送用機械器具製造業	輸 送 機 械 又 は 輸 送
32	精密機械器具製造業	31	★	精密機械器具製造業	精 密 機 械 又 は 精 密
33	武器製造業	32	○	その他の製造業 (武器をその他に移行)	そ の 他
34	その他の製造業				

※産業3分類区分 ○印は生活関連型産業 ◎印は基礎素材型産業 ★印は加工組立型産業

- (1)桑名・員弁 ..... 桑名市、いなべ市、多度町、長島町、木曾岬町、東員町
- (2)四日市 ..... 四日市市、菰野町、楠町、朝日町、川越町
- (3)鈴鹿・亀山 ..... 鈴鹿市、亀山市、関町
- (4)伊賀 ..... 上野市、名張市、伊賀町、島ヶ原村、阿山町、大山田村、青山町
- (5)津・久居 ..... 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町  
白山町、嬉野町、美杉村
- (6)松阪・紀勢 ..... 松阪市、三雲町、飯南町、飯高町、多気町、明和町、大台町、勢和村  
宮川村、大宮町、紀勢町、大内山村
- (7)伊勢志摩 ..... 伊勢市、鳥羽市、玉城町、二見町、小俣町、南勢町、南島町、御園村  
度会町、浜島町、大王町、志摩町、阿児町、磯部町
- (8)尾鷲 ..... 尾鷲市、紀伊長島町、海山町
- (9)熊野 ..... 熊野市、御浜町、紀宝町、紀和町、鵜殿村

10 記号及び注記

- (1) 統計表中の「 」は、2事業所以下に関する数字であるため、これをそのまま掲げると個々の申告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。  
また、3事業所以上であっても、他との関連により秘匿の必要がある箇所は「 」で表しました。  
秘匿箇所がある場合は、他の内容を集計した数と総数が一致しない場合があります。
- (2) 「 - 」印は該当数値なし、「 」印はマイナスの数値を表します。
- (3) 各数を四捨五入又は切捨てることにより、総数が内訳を集計した数と一致しない場合があります。
- (4) この結果の数字は、県において集計した概数であって、経済産業省公表のものと相違する場合があります。

11 本書の内容についての問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
 三重県総合企画局 統計調査室 農水・商工統計グループ  
 電話 059-224-2052 FAX 059-224-2046